入札条件

本業務は最低制限価格を設定しています。

最低制限価格(税抜)は、次のように設定する。

予定価格の基礎とした設計書等に次の(イ)~(へ)に示す業種区分により算出した額の合計額とする。ただし、その合計が、設計金額(税抜)の10分の6(地質調査業務あっては3分の2)に満たない場合にあっては、10分の6(地質調査業務にあっては3分の2)とする。

	業種区分	1	2	3	(4)
(イ)	測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10 分の4.8を乗じ て得た額	_
(口)	建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	額に10分の6を	諸経費の額に10 分の6を乗じて 得た額
(^\)	土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の4.8 を乗じて得た額
(二)	地質調査業務 (磁気探査も含 む)	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の 9 を乗 じて得た額	解析等調査業務 費の額に10分の 8を乗じて得た 額	諸経費の額に10 分の4.8を乗じ て得た額
(ホ)	補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の 9 を乗 じて得た額	
(~)	現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の 9 を乗 じて得た額	

※最低制限価格(税抜)の算定において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。